

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局 |
| 【提出日】 | 平成28年6月30日 |
| 【会社名】 | アジアグロースキャピタル株式会社 |
| 【英訳名】 | ASIA GROWTH CAPITAL, LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小川浩平 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区高輪2丁目15番8号 |
| 【電話番号】 | 03(3448)7300 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 岩瀬 茂雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区高輪2丁目15番8号 |
| 【電話番号】 | 03(3448)7300 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 岩瀬 茂雄 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第107回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更(商号変更)の件

当社グループにおけるブランド力強化のための施策の一環として、「アジアグロースキャピタル株式会社」から新商号「大黒屋ホールディングス株式会社」に変更するものであります。商号の変更は平成28年8月1日から実施いたします。

第2号議案 定款一部変更(責任限定契約の締結対象者の拡大に関する変更)の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できるよう変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

小川浩平、辛羅林、鞍掛法道、伴野健二及び中岡邦憲を取締役に選任するものであります。

第4号議案 資本準備金の額の減少の件

繰越欠損金を填補し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金(1,316,229,690円)を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

第5号議案 剰余金処分の件

その他資本剰余金のうち、798,470,341円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補を行うための処分を行うものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|---------|--------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 259,508 | 9,012 | - | (注)1 | 可決 96.64 |
| 第2号議案 | 256,966 | 11,554 | - | (注)1 | 可決 95.70 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 小川 浩平 | 247,085 | 21,435 | - | (注)2 | 可決 92.02 |
| 辛 羅林 | 252,140 | 16,380 | - | (注)2 | 可決 93.90 |
| 鞍掛 法憲 | 251,952 | 16,568 | - | (注)2 | 可決 93.83 |
| 伴野 健二 | 251,962 | 16,558 | - | (注)2 | 可決 93.83 |
| 中岡 邦憲 | 251,446 | 17,074 | - | (注)2 | 可決 93.64 |
| 第4号議案 | 252,305 | 16,216 | - | (注)2 | 可決 93.96 |
| 第5号議案 | 252,139 | 16,382 | - | (注)2 | 可決 93.90 |

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上